⑿　本件工事は、建設業法第26条第３項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない工事である。

⒀　本件工事は、契約手続に係る書類の授受を電子調達システムで行う対象工事である。なお、同システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

⒁　本件工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）、又は、次の⑴、⑵及び⑷の条件を満たしている単独有資格業者であること。

⑴　共同企業体のすべての構成員

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　裁判所の令和５・６年度における電気工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、最高裁判所が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

ウ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑴イの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

エ　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、大阪高等裁判所管内において最高裁判所から指名停止措置を受けていないこと。

オ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（入札説明書参照）。

カ　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）。

キ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、裁判所発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ク　総合評価落札方式において提出された技術提案が適正であること。

⑵　共同企業体の代表者である構成員

ア　裁判所の令和５・６年度における電気工事に係る一般競争参加資格の認定の際に算定した総合点数が1,100点以上であること（上記２⑴イの再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に算定した電気工事に係る総合点数が1,100点以上であること。）。

イ　平成20年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体として施工した工事にあっては、出資比率が20％以上の場合のもの。）。ただし、軽微なもの（請負金額が500万円未満の工事）は除く。

㋐　工事内容　電気設備の新設工事又は更新工事

㋑　建物用途　「研修・交流施設、体育館・屋内運動施設、宿泊施設、倉庫」以外の建物

㋒　構造　定めない

㋓　階数　定めない

㋔　延べ面積　定めない

㋕　工事種目　受変電設備

⑶　共同企業体の代表者以外の構成員

ア　裁判所の令和５・６年度における電気工事に係る一般競争参加資格の認定の際に算定した総合点数が950点以上であること（上記２⑴イの再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に算定した電気工事に係る総合点数が950点以上であること。）。

イ　上記２⑵イの要件を満たす工事の施工実績を有すること。

⑷　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の資格は、建設業法及び建設業法施行規則の規定による。

イ　上記２⑵イ記載の要件を満たす工事に従事した経験を有する者であること。ただし、工事時期は問わない。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること（開札日において有効なものであること。）。

エ　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。その旨を明示することができる資料の提出がなされない場合には、入札に参加できないことがある。なお、恒常的な雇用とは、申請書提出期限の日時点で３か月以上の雇用関係があることをいう。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目

ア　施工体制

イ　工事特性を考慮した技術提案　「受変電設備等の操作性・保全性向上及び長寿命化に関する技術提案」

ウ　工事全般の施工計画　「資材の搬出入や構内運搬における工事車両の通行に関する安全対策の技術的所見」

エ　企業の技術力（ワーク・ライフ・バランス関連認定制度に関する評価に限る。）

オ　賃上げの実施に関する評価

⑵　総合評価の方法

ア　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

イ　施工体制評価点及び加算点　上記３⑴の各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える（入札説明書参照）。

ウ　評価値　総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記ア、イにより得られる標準点と施工体制評価点及び施工体制確認後の加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価値＝（標準点＋施工体制評価点及び施工体制確認後の加算点）／入札価格

⑶　落札方法

ア　入札参加者は、次の㋐及び㋑の要件に該当する者のうち、上記３⑵によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の範囲内であること。

㋑　提案が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

イ　上記アにおいて、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒102―8651 東京都千代田区隼町４－２　最高裁判所事務総局経理局営繕課契約係　電話03―3262―0109

⑵　入札説明書の交付期間、場所等　令和５年９月６日から令和６年１月16日まで（裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第１条に規定する裁判所の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前９時から午後５時まで　上記４⑴に同じ。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

ア　提出期間　令和５年９月６日から令和５年10月６日まで（休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。

イ　提出場所　上記４⑴に同じ。

ウ　提出方法　電子調達システムにより提出すること。ただし、支出負担行為担当官の承諾を得た場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）すること。

⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

ア　令和５年11月29日から令和６年１月17日まで（休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。

イ　提出場所　上記４⑴に同じ。

ウ　提出方法　持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）により提出すること。

⑸　入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法

入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記４⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア　入札書の締切日時

㋐　電子入札対応の場合　令和６年１月17日午前10時

㋑　紙入札方式による場合　令和６年１月17日午前10時（必着）